

## 池田市出産・子育て応援交付金（出産応援ギフト）給付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用料に係る子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために支給する出産・子育て応援交付金（以下「交付金」という。）のうち、出産応援ギフトに関して必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この要綱における対象者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、申請時点で池田市に住所を有する者とする。なお、支給対象者のうち(1)に該当する者は「支給妊婦」、(2)又は(3)に該当する者は「遡及支給妊婦」という。

(1) この要綱の施行日（以下「事業開始日」という。）以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

(3) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、前号に該当する者を除く。）

（支給額）

第3条 交付金の支給額は、支給対象者の妊娠1回につき5万円とする。

（支給方法）

第4条 支給妊婦への支給は次に掲げる(1)に基づき、遡及支給妊婦への支給は次に掲げる(2)に基づいて行うものとする。

(1) 出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊娠中に妊娠の届出をし、かつ、面談等を受けた後、出産応援ギフト申請書（様式第1号）を次項に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により妊娠中に支給の申請ができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内であれば申請を行うことができる。また、申請前に流産又は死産した申請者については、面談等を受けることなく申請を行うことができる。

(2) 申請者は、事業開始日以降3か月以内に、出産応援ギフト申請書に次項に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間中に支給の申請ができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内であれば申請を行うことができる。また、申請前に流産又は死産した申請者についても、申請を行うことができる。また、申請時点で妊

娠した児童を出生している申請者については、別に定める子育て応援ギフトの支給を受けるために実施する面談等又はアンケートの提出をもって出産応援ギフトの支給の申請を行うことができる。

2 出産応援ギフト申請書を提出する際、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 公的身分証明書の写し

(2) 交付金を振り込む口座の預金通帳の写し又は口座の情報が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の支給の可否を決定し、支給を決定した申請者に対しては、交付決定の日以後の30日以内に交付金を支給しなければならない。

2 前項の規定による交付金の支給は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込みにより行うものとし、これをもって交付決定の通知に代える。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、申請者に対し、池田市出産・子育て応援交付金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により交付金の支給を受けたときは、交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。